資料１

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会における「しまくとぅば」の定義について

○ しまくとぅば次世代実践方針検討委員会で検討する「しまくとぅば」は、しまくとぅばの日に関する条例（平成 18 年沖縄県条例第 35 号）第１条に規定する「県内各地域において世代を越えて受け継がれてきたしまくとぅば」とする。

○補足

1）条例は「各地域において」と規定していることから、「しまくとぅば」を複数の言葉の総称として捉える。

2） 条例は「県内」と規定していることから、鹿児島県奄美地域の琉球諸語を含まない。また、南大東島、北大東島の八丈系の言葉を含む。

3） 条例は「世代を越えて受け継がれてきた」と規定していることから、いわゆる「ウチナーヤマトゥグチ」を含まない。

4）独自の語彙及び文法体系を有する手話については、沖縄県手話言語条例 （平成 28 年３月 31 日条例第 19 号）により、県（生活福祉部）による施策の推進が規定されていることから、しまくとぅば次世代実践方針検討委員会では検討しない。

○参考

しまくとぅばの日に関する条例（ 平成 18 年３月 31 日 条例第 35 号）

第１条　県内各地域において世代を越えて受け継がれてきたしまくとぅばは、本県文化の基層であり、しまくとぅばを次世代へ継承していくことが重要であることにかんがみ、県民のしまくとぅばに対する関心と理解を深め、もってしまくとぅばの普及の促進を図るため、しまくとぅばの日を設ける。

第２条　しまくとぅばの日は、９月 18 日とする。

第３条　県は、しまくとぅばの日の啓発に努めるとともに、その日を中心としてしまくとぅばの普及促進のための事業を行うものとする。

２　県は、市町村及び関係団体に対し、しまくとぅばの普及促進のための事業が行われるよう協力を求めるものとする。

附　則 この条例は、公布の日から施行する。

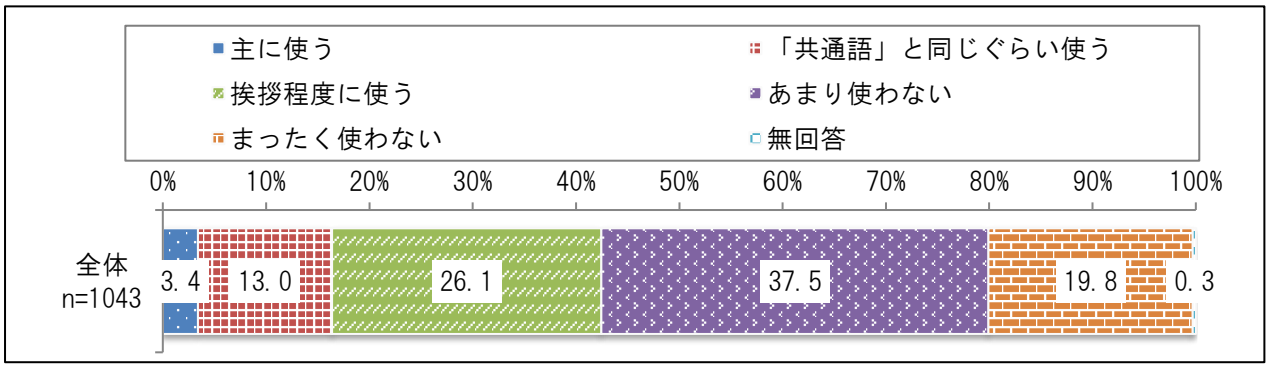
県内のしまくとぅばの現状について

資料2

令和6年度しまくとぅば県民意識調査の結果(一部抜粋)

調査方法	層化二段無作為抽出法による郵送配布、郵送回収/WEB 回収
対象者数	沖縄県内：3,000 件
調査実施日	2025 年 1 月 14 日～2 月 16 日
回収有効票	1,043 票（調査票回収：731 票、WEB 回収：312 票）
回収率	34.8%
対象者	沖縄県内に在住する、18 歳以上の男女

人と話すとき「しまくとぅば」を使うか

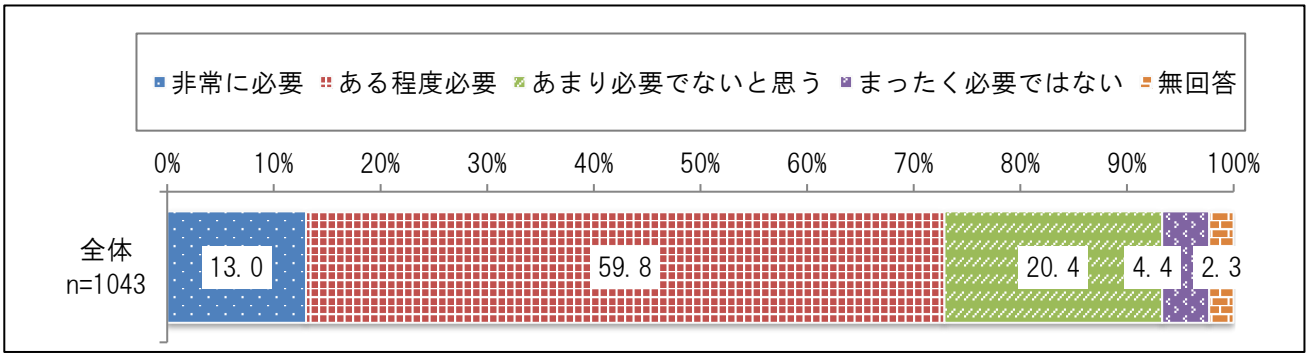


（%）

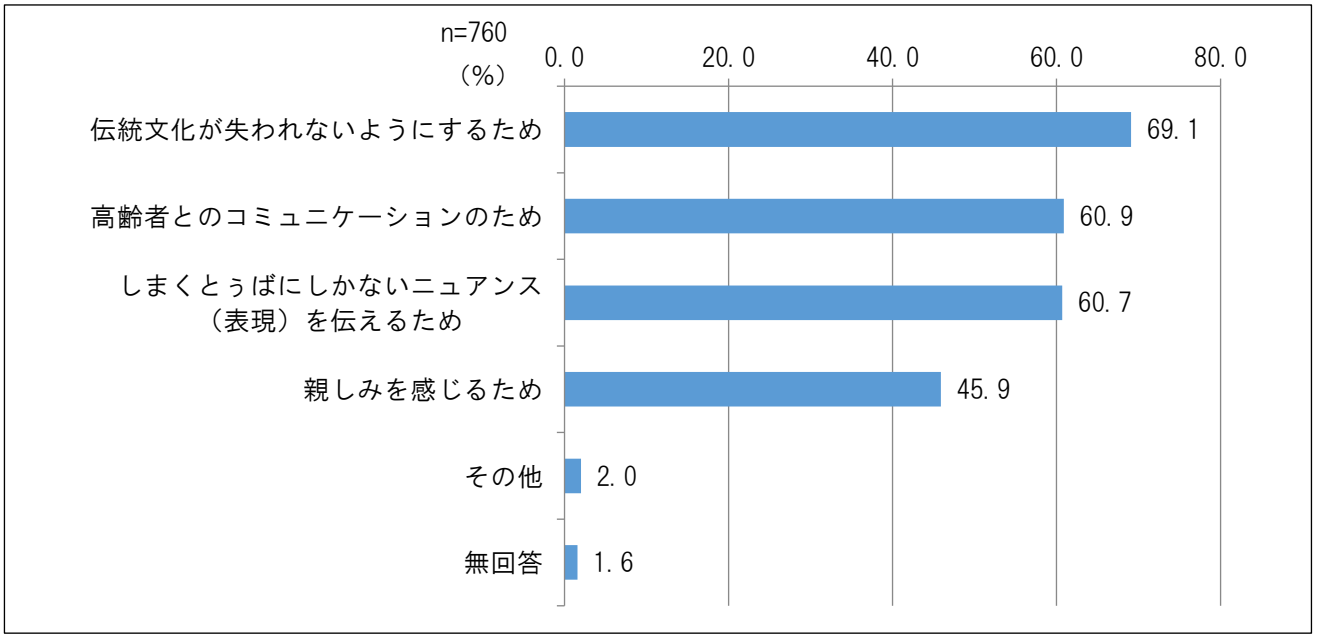
		主に使う	「共通語」と同じぐらい使う	挨拶程度に使う	あまり使わない	まったく使わない	無回答
性別	男性 n=436	3.9	16.1	26.1	37.2	16.5	0.2
	女性 n=603	3.0	10.8	26.0	37.8	22.1	0.3
	その他 n=2	-	-	-	50.0	50.0	-
年齢	10代 n=34	-	2.9	20.6	32.4	44.1	-
	20代 n=85	-	8.2	28.2	42.4	21.2	-
	30代 n=152	-	9.9	25.0	37.5	27.6	-
	40代 n=175	1.1	7.4	29.1	38.3	24.0	-
	50代 n=196	1.0	8.2	30.6	39.3	20.9	-
	60代 n=215	3.7	17.7	23.7	40.9	13.0	0.9
	70歳以上 n=171	11.1	25.1	21.6	30.4	11.1	0.6
地域別	北部 n=145	3.4	15.9	32.4	31.0	17.2	-
	中部 n=300	2.0	12.0	23.7	41.7	20.0	0.7
	南部 n=422	2.6	12.6	25.4	37.2	22.0	0.2
	宮古 n=30	20.0	23.3	16.7	26.7	13.3	-
	八重山 n=62	-	8.1	29.0	46.8	16.1	-
	その他の離島 n=67	4.5	16.4	28.4	35.8	14.9	-

4. しまくとぅばの現状

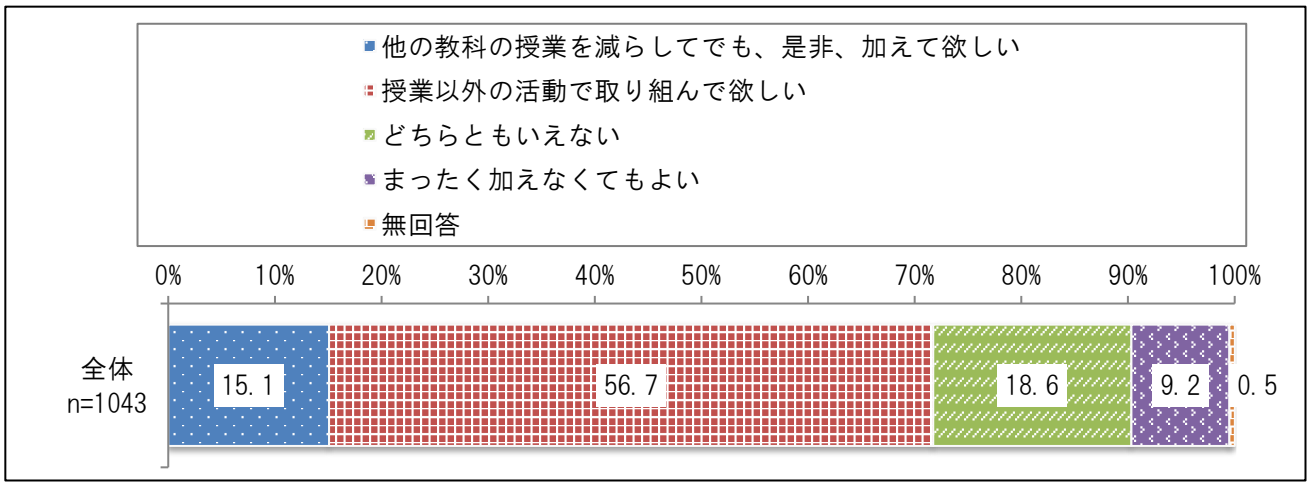
「しまくとぅば」の必要性



「しまくとぅば」が必要な理由



学校の授業科目に加えること



資料３

整備内容の活用者等について

１　整備内容の活用者は、沖縄県内在住の日本語話者とする。

２　整備内容の教授は、日本語とする。

３　整備内容の学校教育への一律の導入を求めるものではない。

４　整備内容は、個別の導入を希望する学校や教員が理解しやすく導入しやすい内容とする。